

対応レベルの設定及び野鳥調査の実施基準

発生状況		対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査	
				死亡野鳥等調査	糞便採取調査
通常時		レベル1	情報収集 監視	検査優先種1 1羽以上 検査優先種2 3羽以上 検査優先種3 5羽以上 その他の種 5羽以上	10月から12月にかけて飛来状況に応じて糞便を採取
国内単一箇所発生時		レベル2	監視強化	検査優先種1 1羽以上 検査優先種2 2羽以上 検査優先種3 5羽以上 その他の種 5羽以上	
国内複数箇所発生時		レベル3	監視強化	検査優先種1 1羽以上 検査優先種2 1羽以上 検査優先種3 3羽以上 その他の種 5羽以上	
県内発生時	野鳥監視重点区域		監視強化 緊急調査 発生地対応	検査優先種1 1羽以上 検査優先種2 1羽以上 検査優先種3 3羽以上 その他の種 3羽以上	
	野鳥監視重点区域以外の区域	国内単一箇所発生時	レベル2	監視強化	検査優先種1 1羽以上 検査優先種2 2羽以上 検査優先種3 5羽以上 その他の種 5羽以上
		国内複数箇所発生時	レベル3	監視強化	検査優先種1 1羽以上 検査優先種2 1羽以上 検査優先種3 3羽以上 その他の種 5羽以上
近隣国発生時等		レベル2 または レベル3 必要に応じて野鳥監視重点区域を指定	監視強化	レベル2、レベル3 野鳥監視重点区域 参照	

- \* 高病原性鳥インフルエンザの発生とは、国内の家きんや野鳥で感染が確認された場合であり、環境資料（糞便、水等）からウイルスが検出された場合も含む。
- \* 野鳥監視重点区域とは、発生地から半径10km以内とする。
- \* 県外において、県境付近が発生地である場合は、発生地から10km（地形等を考慮して適宜拡大、縮小する）以内である場合には、県内で発生したものとして対応する。

検査優先種

(9目11科)

検査優先種 1 (18種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ* コブハクチョウ* コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ	カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N2型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥調査で平成22年度及び28年度、令和2年度の発生時を合わせた感染確認率が5%以上であった種。
重度の神経症状**が観察された水鳥類		
検査優先種 2 (9種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本と韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種 3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等(検査優先種1、2以外全種) カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等(検査優先種1、2以外全種) カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ ツル目ツル科 タンチョウ等(検査優先種1以外全種) ツル目クイナ科 オオバン	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等(検査優先種1、2以外全種) タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科 トビ等(検査優先種1、2以外全種) フクロウ目フクロウ科 コミミズク等(検査優先種1、2以外全種) ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等(検査優先種1、2以外全種)	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種1あるいは2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
その他の種		
<p>上記以外の鳥類すべて。 猛禽類以外の陸鳥類については、カラス類以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。 また、国内のカラス類の感染例はいずれも家きんの発生に関連すると考えられることから、その他の種とする。</p> <p>野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡が見られた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。</p>		
<p>* 外来種 ** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。 * 検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。 * 検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。 * 検査優先種1に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、上記の表に示す羽数でなくても把握すべき場合も想定されることから、必要に応じて、環境省中国四国地方環境事務所に相談する(地方環境事務所は必要に応じて環境省野生生物課に相談して対応する)。</p>		